兵庫県公報

平成21年6月12日 金曜日 第 2089 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示	^° →ジ
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回(医務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 特定計量器定期検査の実施(工業振興課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 土地改良区の定款の変更認可(同)	4
○ 市営土地改良事業の計画変更同意(同)	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ 阪神間都市計画下水道事業武庫川下流流域下水道の事業計画の変更認可(平成21年近畿地方 整備局告示第91号)(下水道課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
○ 建築士法に基づく免許の取消し(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
公 告 ○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(地域協働課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
	·
企業庁公告 ○ 落札者等の公示(姫路利水事務所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
公安委員会告示 ○ 行政不服審査法に基づく公示送達 ····································	9

兵庫県告示第697号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成21年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

 名
 称
 医療法人久信会
 安倉病院

 所
 在
 地
 宝塚市安倉中4丁目1番15号

撤回年月日 平成21年5月8日

兵庫県告示第698号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、芦屋市及び篠山市の区域における質量計の定期検査 (特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号) 第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。)を次のとおり実施する。

^^^^^

平成21年6月12日

- 1 検査実施機関(計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関) 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内 社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検	査 実	施期	日	検	查	実	施	場	所	

芦屋市	平成21年9月1日(火)から同月17日(木) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で 別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあって は、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあって
篠山市	平成21年9月1日 (火) から同年10月8日 (木) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の期間で別に通知する期日	は、その質量計の所在の場所

兵庫県告示第699号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

^^^^^^^

平成21年6月12日

						八
1	上西土地改良区					
	退任役員					
	役員の区分	氏		名		住 所
	理事	穐 厉			明石	5市二見町東二見751番地の1
	司	西口	栄	_	同	市二見町東二見1172番地の1
	司	山 站	爿 規	美夫	同	市二見町西二見448番地の2
	司	穐 厉	直	臣	同	市二見町西二見461番地
	司	穐 厉	成成	人	同	市二見町西二見1709番地の2
	司	中 里	上正	男	同	市二見町西二見1874番地
	司	山 靖	計 昌	明	同	市二見町西二見230番地の4
	監事	中里	1 龍	男	同	市二見町西二見479番地の3
	司	中里	1 正	己	同	市二見町西二見261番地
	司	穐 厉	〔 義	昭	同	市二見町西二見364番地の1
	就任役員					
	役員の区分	氏		名		住 所
	理事	穐 厉	(住	夫	明石	5市二見町東二見751番地の1
	同	西口	常	_	同	市二見町東二見1172番地の1
	同	山 靖	規	美夫	同	市二見町西二見448番地の2
	同	穐 厉	直	臣	同	市二見町西二見461番地
	司	山 端	計昌	明	同	市二見町西二見230番地の4
	司	山 渓	自伯	昌	同	市二見町西二見450番地の2
	司	山 渓	1 久	司	同	市二見町西二見518番地
	司	中 里	1	猛	同	市二見町西二見258番地の1
	監 事	中里	1 龍	男	同	市二見町西二見479番地の3
	司	中里	且正	己	同	市二見町西二見261番地
	司	穐 厉	〔 義	昭	同	市二見町西二見364番地の1
2	道場堰土地改良区					
	退任役員					
	役員の区分	氏		名		住所
	理事	清 才	(豊	明豊	岡市日高町水上56番地の 5
	同	稲 葉	曄	衞	同	市日高町土居664番地の1
	同	佐々木	=	彌	同	市日高町久田谷126番地
	同	熊田	五充	夫	同	市日高町宵田24番地
	同	立 花	: 忠	利	同	市日高町久斗656番地
	同	長谷川	行	男	同	市日高町袮布436番地

同	川見仁磨	同 市日高町鶴岡322番地
同	早 田 保 夫	同 市日高町鶴岡457番地
同	竹中悦夫	同 市日高町松岡272番地
同	宮 下 肇	同 市日高町竹貫456番地
同	山崎秀則	同 市日高町奈佐路724番地の1
同	植村朝吉	同 市日高町山本273番地
監事	岩 熊 勇	同 市日高町国分寺754番地
同	成田穰	同 市日高町夏栗653番地
同	戸田光良	同 市日高町府市場623番地
就任役員) ш л д	[6] [1] 日 [6] 6] [1] [1] 70020 田 20
役員の区分	氏 名	住所
理事	清水豊	豊岡市日高町水上56番地の5
日日日	立花忠利	同 市日高町久斗656番地
同	熊田充夫	同 市日高町宵田24番地
同	佐々木 佳 行	同 市日高町道場222番地
同	木 内 洋 一	同 市日高町袮布876番地
同	長谷川 久二夫	同 市日高町鶴岡761番地
同	植田佐一	同 市日高町鶴岡240番地
同	竹 中 悦 夫	同 市日高町松岡272番地
同	戸 田 利 實	同 市日高町土居444番地
同	上 坂 晴 生	同 市日高町府中新174番地
同	赤坂博	同 市日高町藤井149番地の2
同	植村隆雄	同 市日高町山本204番地
監事	三 木 一 男	同 市日高町夏栗233番地
同	小田垣修	同 市日高町国分寺592番地
同	尾藤光	同 市日高町府市場651番地
3 小多田土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理事	清 水 紀 久	篠山市小多田1790番地
同	岸本芳郎	同 市小多田852番地1
同	新 家 教 雄	同 市小多田517番地
同	清 水 正 夫	同 市小多田1822番地
同	小 島 康 嗣	同 市小多田1313番地
同	小 島 正 宏	同 市小多田1316番地
同	岸本登	同 市小多田822番地
同	新 家 将 之	同 市小多田635番地
監事	丹 後 道 彦	同 市小多田1804番地
同	新 家 良 夫	同 市小多田510番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理事	清水紀久	篠山市小多田1790番地
同	堀 井 好 博	同 市小多田809番地
同	新 家 教 雄	同 市小多田517番地
同	清水正夫	同 市小多田1822番地
同	小 島 康 嗣	同 市小多田1313番地
同	小 島 啓 司	同 市小多田1345番地
同	岸本勇	同 市小多田822番地
同	新家将之	同 市小多田635番地
監事	丹 後 道 彦	同 市小多田1804番地

同	新家良夫	同 市小多田510番地
4 兵庫県淡河川・山田川土地	改良区	
就任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理事	井 上 安 男	加古郡稲美町加古2038番地
5 印南北池土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理事	井 澤 節 城	加古郡稲美町野谷182番地の3
同	藤田武志	同 郡同 町印南920番地の2
同	藤田親一	同 郡同 町印南935番地
同	沼 田 輝 良	同 郡同 町印南939番地の7
同	西川 富男	同 郡同 町印南867番地の1
監事	井澤 国 雄	同 郡同 町印南809番地の1
同	西川 和 典	同 郡同 町印南950番地の8
就任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理事	沼 田 貞 夫	加古郡稲美町印南929番地の11
同	小 山 義 弘	同 郡同 町印南1000番地
同	畑 雅秀	同 郡同 町印南915番地の3
同	丸 尾 博 美	同 郡同 町印南929番地4
同	藤田武志	同 郡同 町印南920番地の2
監事	水 野 良二郎	同 郡同 町印南864番地の2
司	大 村 弘 子	加古川市別府町新野辺863番地の9
\\\\\	·····	

兵庫県告示第700号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
上西土地改良区	平成21年 5 月28日

兵庫県告示第701号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年6月12日

市の名称	事 業 名	地区名	同意年月日	
洲本市	基盤整備促進事業 (一般型)	南谷地区	平成21年5月19日	
赤穂市	農業総合整備事業(むらづくり型)	赤穂2地区	同 月27日	

兵庫県告示第702号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月12日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年6月12日から2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成21年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道路	Ø [2	区域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	西宮市北名次町30番67から	旧	8.0から 12.0まで	170. 0	
大 沢 西 宮 糸	同 市北名次町6番1まで	新	12.0から 25.0まで	170. 0	

兵庫県告示第703号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示(平成21年近畿地方整備局告示第91号)があったので、 同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
 - 兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和44年建設省告示第3727号阪神間都市計画下水道事業武庫川下流流域下水道
- 3 事業施行期間

昭和44年11月25日から平成28年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

兵庫県告示第704号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消した。 平成21年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(l) 免許の取消年月日 平成21年3月31日
 - ② 建築士の氏名

植 岡 清

(3) 建築士の区分及び登録番号

(二級) 第2063号

(4) 免許の取消の理由

建築士法第9条第1項第1号に基づく申請があったため。

2(1) 免許の取消年月日平成21年5月7日

- (2) 建築士の氏名
 - 丸山惠則
- ③ 建築士の区分及び登録番号
 - (二級) 第200196号
- (4) 免許の取消の理由

建築士法第9条第1項第1号に基づく申請があったため。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請のあった年月日 平成21年5月27日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人B-EaChプロジェクト
 - イ 代表者の氏名 釜 木 伸 一
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区向洋町中6番9号KFM8C-15
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、"Beach Soccer for Earth and Children" というスローガンのもとに、地球環境スポーツであるビーチサッカーの普及・促進に関する事業を通して、地球環境保全に関する啓発、子ども達の健全なる育成に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成21年5月27日
 - ② 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人神戸キャリアコンサルティング・アソシエ
 - イ 代表者の氏名 堤 孝 三
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区赤松町2丁目3番21号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、キャリアコンサルタントの資格と能力を活用して、若年・中高年の求職者への就業支援活動並びに、高校・大学・大学院の学生・留学生への就職セミナー・キャリアコンサルティング、就労者に対するキャリアアップセミナー等を実施することにより、安定した生活、やりがいを持って働ける仕事を見つけ出すための就職支援事業を行い、夢と希望のある社会の実現とともに、地域活性化に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成21年5月27日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人アットホームホスピス
 - イ 代表者の氏名 吉 田 利 康
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市大屋町24番8-103号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、ホスピスケアを市民の目線で見つめ、主に在宅でのホスピスケアを中心に、がん・難病・認知症等の患者に対する支援活動に関する事業を行い、市民によるより良い福祉、保健、医療の実現とコミュニティ創りに寄与することを目的とする。また、死を見つめることは生を見つめることに他ならないことから、この法人はホスピスケアのなかにグリーフケアを常に視野に入れ活動を展開するものである。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成21年5月27日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人歴史と出会えるまちづくり船場城西の会
- イ 代表者の氏名 糸 田 恒 雄
- ウ 主たる事務所の所在地 姫路市琴岡町266番地1
- エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路市内外の人々に対して、姫路城のバッファゾーンである船場城西地域における、歴 史や街並みなど地域資源を活かしたまちづくりに関する事業を行い、活力ある地域社会の構築とともに 歴史文化の継承・発展に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成21年5月27日
 - ② 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人市民後見ひょうご
 - イ 代表者の氏名 岡 島 貞 雄
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区住吉本町2丁目13番1号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対して、成年後見や権利擁護に関する相談・コンサルティング、援助 支援等の事業を行い、高齢者や障害者の権利を擁護することによって、安心かつ安全に暮らせる地域社 会の実現に寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成21年5月29日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人日本アクセス研究会
 - イ 代表者の氏名 大 平 整 爾
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区生田町1丁目4番20号新神戸ビルディング302
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して腎不全や血液透析療法、腹膜透析に関する診療・研究の進歩、発展、 並びに普及に関する事業を行い、医学医療の増進並びに学術文化の発展と国民の福祉に寄与することを 目的とする。

- 7(1) 申請のあった年月日 平成21年5月29日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人日本HDF研究会
 - イ 代表者の氏名 川 西 秀 樹
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区生田町1丁目4番20号新神戸ビルディング302
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して腎不全や血液透析療法、腹膜透析に関する診療・研究の進歩、発展、 並びに普及に関する事業を行い、医学医療の増進並びに学術文化の発展と国民の福祉に寄与することを 目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

^^^^

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年6月12日

- 1(1) 申請のあった年月日 平成21年5月13日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人カエンド
 - イ 代表者の氏名 下 村 薫
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区八幡通4丁目1番27-2003号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者に対する情報保証の一手段として外出介助を広く一般社会に普及させ、 高齢者・障害者自身の社会への参加意欲を高めると共に、障害の枠を超えた幅広い交流を行い、高齢者・ 障害者と健常者の互いの自己実現を図る事業を行う事によって、真のノーマライゼーションの実現を達 成し、もって、真に人間性あふれたより住みやすい社会の創造に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成21年5月27日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 NPO法人兵庫少年サッカー夢クラブ
 - イ 代表者の氏名 神 田 章太郎
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区向洋町中1丁目9番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、サッカーを中心としたスポーツの技術指導・競技会の開催・参加等のスポーツ活動の普及推進及びその振興を図る事業を通して未来へ向う青少年達の持てる才能・可能性・向上心を十分発揮できるような環境を提供すると共に、その一環として必要な施設等の所有及び指定管理の業務を行う。又、明るく積極的で魅力ある健全な体と心を持ち、国際人としての教養及び地球環境への意識を合わせ持った青少年を育てると共に、地域一体となった明るく楽しい活動としてのスポーツの普及・振興及び環境保全に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成21年5月27日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人神戸アイライト協会
 - イ 代表者の氏名 森 一 成
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区神若通5丁目3番26号 中山記念会館内神戸ライトセンター 3階
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県内の視覚障害者に対して、自立、社会参加と生活の向上に関する事業を行い、視覚障害者福祉に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成21年5月27日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人国際教育文化交流協会
 - イ 代表者の氏名 田 中 カズ子
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区六甲台町12番21-301号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、在日の留学生をはじめ在日外国人、一般市民に対し、国際理解の向上に関する事業を行い、21世紀の国際的な人財交流を推進するグローバルネットワークを構築し、地域における国際化の推進、啓発、普及をもって、国際平和に貢献することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成21年5月29日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人兵庫虹の会
 - イ 代表者の氏名 本 田 啓 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市平井2丁目1番2号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する知的・精神・身体障がい者の生きがいと就労の場及び仲間作りの場として、小規模作業所を運営すると共に、知的・精神・身体障がい者のニーズに対応して、その地域生活を支援する自立支援事業並びに知的・精神・身体保健福祉に関する啓発事業等を実施することにより、誰もが安心して、いきいきと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成21年5月29日
 - ② 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人 I K G S
 - イ 代表者の氏名 杉 若 恵 亮
 - ウ 主たる事務所の所在地 丹波市山南町和田1251番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地球上で自然環境が破壊されたり、災害や貧困等で苦しんだりしている地域で、緑化事

業の企画と実践ならびに知的支援、生活指導、医療支援等の国際協力事業を行い、地球本来の環境保全と不特定多数の人々の利益増進に寄与することを目的とする。

- 7(1) 申請のあった年月日 平成21年5月29日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人西神戸トラウマカウンセリングルーム
 - イ 代表者の氏名 大 上 律 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区岩岡町岩岡890番地6
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、過去の心の傷によるPTSD症状に対する心のケアとカウンセリング、就学前幼児と保護者を対象とした相談会・親子教室企画開催及び、それら講演会等の開催に関する事業を行い、精神面での健康の回復と増進、及び子どもが健やかに育つ社会環境の構築に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請のあった年月日 平成21年5月29日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人やじろべえ
 - イ 代表者の氏名 仲 原 大 輔
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市食満7丁目19番8号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行うとともに、障がい者と地域住民(特に子どもたち)に対して、ふれあい助け合い事業、環境保全事業、おもちゃを介した子どもの健全育成と子育て支援事業を行い、障がい者の日常生活指導や訓練、また軽作業や様々な活動を通じて生き甲斐があり安心して働ける職場づくりとすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

企 業 庁 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 平成21年6月12日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 岩 田 修 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - 兵庫県企業庁姫路利水事務所船津浄水場で使用する電気
 - 予定使用電力量 8,926,900kWh
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
 - 兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市北条1丁目98番地
- 3 落札者を決定した日
 - 平成21年5月7日
- 4 落札者の名称及び住所
 - サミットエナジー株式会社 東京都中央区晴海1丁目8番11号
- 5 落札金額
 - 108,341,994円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日
 - 平成21年3月24日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第167号

次の者に対する処分は、本人の所在が不明のため、処分の謄本を交付することができないので、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第42条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年6月12日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

- 1 住所 神戸市中央区北野町3-9-13
- 2 職業 不詳
- 3 氏名 JĂČQUÉMIŇ JOČĚLĪYŇ
- 4 処分書は、公示の日から1年間、兵庫県警察本部内兵庫県公安委員会において保管します。請求があれば 交付します。